消防計画作成（変更）届出書の記入要領

特定防火対象物及び非特定防火対象物とは
　網掛けのものが特定防火対象物、それ以外が非特定防火対象物

（１）項イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場
　　ロ　公会堂又は集会場
（２）項イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
　　ロ　遊技場又はダンスホール
　　ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
　　ニ　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
（３）項イ　待合、料理店その他これらに類するもの
　　ロ　飲食店
（４）項　　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
（５）項イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
　　ロ　寄宿舎、下宿又は共同住宅
（６）項イ　次に掲げる防火対象物
　（１）　次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）
　　(i)　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（２）（i）において同じ。）を有すること。
　　(ii)　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床を有すること。
　（２）　次のいずれにも該当する診療所
　　(i)　診療科名中に特定診療科名を有すること。
　　(ii)　四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
　（３）　病院（（１）に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所（（２）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
　（４）　患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
　　ロ　次に掲げる防火対象物
　（１）　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７条第１項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な

要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

（２）　救護施設

（３）　乳児院

（４）　障害児入所施設

（５）　障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児であって、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第５条第８項に規定する短期入所若しくは同条第１５項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（５）において「短期入所等施設」という。）

ハ　次に掲げる防火対象物

（１）　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。)、老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（１）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

（２）　更生施設

（３）　助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和２３年法律第１６４号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

（４）　児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）

（５）　身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（５）に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、同条第１２項に規定する自立訓練、同条第１３項に規定する就労移行支援、同条第１４項に規定する就労継続支援若しくは同条第１５項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

ニ　幼稚園又は特別支援学校

(７)項　　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

(８)項　　図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

(９)項イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

ロ　イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

(10)項　　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

(11)項　　神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(12)項イ　工場又は作業場
　　ロ　映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)項イ　自動車車庫又は駐車場
　　ロ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)項　　倉庫
(15)項　　前各項に該当しない事業場
(16)項イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
　　ロ　イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)項　地下街
(16の3)項　建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)項　　文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)項　　延長50メートル以上のアーケード
(19)項　　市町村長の指定する山林
(20)項　　総務省令で定める舟車

上記の６項について説明をします。

（６）項イ
（１）は避難のために患者の介助が必要な病院　→　特定診療科名
次のいずれにも該当する病院
①　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）を有すること。
②　医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床を有すること。
（２）は避難のために患者の介助が必要な有床診療所　→　特定診療科名
次のいずれにも該当する診療所
①　診療科名中に特定診療科名を有すること。
②　４人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
（３）は（１）及び（２）以外の病院・有床診療所及び有床助産所
病院（（１）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（２）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
（４）は無床診療所及び無床助産所
患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

※特定診療科名とは
歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科眼科、耳鼻いんこう科、小児科　⇒　これら１３診療科名以外の診療科名をいう。

（６）項ロ
（１）　老人短期入所施設、有料老人ホーム等※ 高齢者
（２）　救護施設 生活保護者
（３）　乳児院 児童
（４）　障害児入所施設 障害児
（５）　障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設 障害者
※避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるものに限る。

（６）項ハ
（１）　老人デイサービスセンター、老人福祉センター 高齢者
（２）　更生施設 生活保護者
（３）　助産施設、保育所、児童養護施設 児童
（４）　児童発達支援センター 障害児
（５）　身体障害者福祉センター、障害者支援施設、 障害者

防火管理者が必要となる建物とは　【消防法施行令第１条の２・消防法施行規則第１条の２】
〇上記の消防法施行令別表第１（抜粋）のうち
・（６）項ロ：建物全体の収容人員が１０人以上のもの ・網掛け字：建物全体の収容人員が３０人以上のもの
※（16）項イ及び（16 の２）項のうち（６）項ロ部分を含む場合は、１０人以上。
・（６）項ロと網掛け字以外：建物全体の収容人員が５０人以上のもの。ただし、（16 の３）項、（18）項～（20）項を除く。
〇 新築工事中の建物で、収容人員が５０人以上のもののうち、地上 11 階以上で、延べ面積が１万㎡以上のものなど
〇 建造中の旅客船で、収容人員が５０人以上のもののうち、甲板数が 11 以上のものなど

防火管理者は、おおむね次に掲げる事項を消防計画に定めなければなりません。

イ　自衛消防の組織に関すること。
ロ　防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
ハ　消防用設備等又は法第１７条第３項に規定する特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること。
ニ　避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
ホ　防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
ヘ　定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
ト　防火管理上必要な教育に関すること。
チ　消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
リ　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
ヌ　防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
ル　増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

以上の内容を定めた消防計画を参考として作成しています。
ホームページからダウンロードできるようにしています。

※消防計画の内容は防火対象物の実情に沿った内容に変更していただいてもかまいません

①　第１　目的と適用範囲

（　）内に防火対象物の正式名称を記入してください。

②　第２　自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊長（　）内は、基本は防火管理者の氏名を記入しますが、それぞれの建物で管理権原者を自衛消防隊長とする場合もありますので、必ずしも防火管理者とは限りません。

ただし、計画内の以下に定める内容と整合性がとれるように自衛消防隊長を任命してください。

通報連絡担当・初期消火担当・避難誘導担当・救護担当の（　）内は、それぞれ３名の氏名を記入できるようにしていますが、これにとらわれる必要はありません。また、それぞれの担当任務も建物に応じて変更するなどしてください。ここでの氏名は、個人名でも役職名でもかまいません。

勤務者が多い時などは、別紙として作成してもかまいません。この場合、別紙１とすると、この後の別紙の番号をできる限り繰り下げるようにしてください。

勤務者の少ない時は、事前に消防署までお問い合わせください。

③　第３　火災予防上の自主検査

別紙１及び別紙２の２枚の添付資料があります。

別紙１「自主検査票（日常)」の検査項目の欄には、コンセントや火気使用器具、ＬＰＧなど普段から容易に視認できるような項目をピックアップして記入すると良いでしょう。

別紙２「自主検査票（定期)」は、建物構造や避難施設、火気設備器具・電気設備などの大きな検査となります。避難施設の欄には、通路や階段等についても点検するようにしていますが、建物によっては平屋建てで階段がない防火対象物もありますので柔軟に対応してください。

火気設備器具は、別紙１とは別の大型の乾燥設備やボイラー設備などを指しています。また、電気設備は、発電設備や変電設備等を指しています。

これらは定期とし、半年に１回以上としています。点検回数を増やすと、なお良いでしょう。

④　第４　＿＿＿の守るべき事項

(5)＿＿の守るべき事項としているところは、職員や従業員などその事業所ごとに適切な語録を記入してください。喫煙について、禁煙となっている防火対象物は、禁煙である旨を記入するなどしてください。

⑤　第５　放火防止対策

修整する必要はありませんが、防火対象物の特性に応じて内容を記入してください。

⑥　第６　消防用設備等の点検及び報告

(1)から(3)までの内容で、(2)の＿には、特定防火対象物は「１」を、非特定防火対象物は「３」を記入してください。１年か３年の報告になります。(3)の設置消防用設備は、防火対象物に設置されているすべての消火設備・警報設備・避難設備を記入してください。 点検実施者（業者名）欄は､点検を契約している業者名を記入してください。点検時期は、上段と下段に点検月を記入してください。

例）点検が３月と９月であれば、上段に３月、下段に９月と記入します。

⑦　第７　地震対策

(1)から(4)までの内容で、地震に関しても別紙１及び別紙２の検査票を使用しています。(4)の（　）内は、指定した避難場所名を記入してください。避難経路①②は、南海トラフ地震等を含めての避難先までのルートを記入してください。

＿＿＿＿の部分は、事業所に適した語録（従業員、職員、客など）を記入してください。火気設備器具等も建物の状況に合わせて記入してください。

⑧　第８　工事における安全対策

工事をする際の安全対策になります。危険物の使用が考えられる場合は、危険物に関しての対策などを盛り込むなどしてください。

⑨　第９　消防機関への連絡、報告

(1)から(6)までの内容で、追加があれば記入してください。第６に挙げている消防用設備等の点検報告の報告月を(3)の（　）内に記入してください。防火対象物によっては、「防火対象物点検報告」という別の報告書が必要な場合がありますので、(6)その他を防火対象物の点検結果を報告（　　月）と修正するなどしてください。

⑩　第１０　防災教育

＿＿＿＿には、職員、従業員等適正な語録を記入してください。別紙３「防災の手引き」は②で記入した内容と整合性がとれるようにしてください。

⑪　第１１　訓練

訓練種別は、総合訓練と部分訓練の２項目の枠を作成しています。部分訓練をしない場合はこの項目を記入する必要はありません。

⑫　第１２　その他防火管理上必要な事項

防火対象物の特性に応じての内容を記入してください。

例）夜間無人となる場合、非火災報対策として別紙に示す連絡先に順次知らせ、直近の職員が対応する。など。

⑬　第１３　避難経路図の掲出

平面図に避難経路を赤線で記入するなどして見やすいものを作成してください。図面内に消火器の位置や危険物がある箇所なども記入してください。別紙６参照としていますが、別紙６－１など追加して番号を記入してかまいません。

また、これとは別に広域避難場所までの避難経路図を作成してください。南海トラフ地震防災規程対象の防火対象物は、別紙８をここで作成した図面として対応できます。その場合は、別表の番号に整合性を持たせるようにしてください。